

教育カードローン

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	ちゅうしん教育カードローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満20歳以上で当金庫が定める審査基準を満たされる方・安定継続した収入がある方・ご子弟・孫・被扶養親族が学校等(※)に就学中または就学予定の方 ※「学校等」とは、大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修学校、各種学校(予備校・専門学校含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等、就学する学校(教育施設)。国内・海外の別、学校の種類を問いません。 <ul style="list-style-type: none">・保証会社である一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方・当金庫の会員となる資格のある方① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方③ 当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方
お使いみち	(1) 就学する学校等にかかる資金 (2) 就学にかかる付帯費用
ご融資金額(極度額)	・50万円以上500万円以内(10万円単位)
ご利用期間	・5年以内(1年毎の自動更新) ※医学部・薬学部等6年制大学、在学期間4年を超える場合は最長7年以内
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
お利息の計算方法	・毎日の貸越最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・就学前及び就学中はカードローンによりお借入金額(お借入極度額)の範囲内でご利用いただき、毎月10日(当金庫休業日の場合は翌営業日)にお利息のみのご返済となります。(随時返済は自由)・卒業時(卒業予定月の3ヵ月後まで)にカードローン残高及び利息を合算し、証書貸付に切替させていただきます。(証書貸付期間は、3ヵ月以上10年以内です。ボーナス併用も可能です。)
保証人・担保	・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人・担保は必要ありません。
保証料	・保証料は利率に含まれています。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9時～17時、電話：052-913-1153)にお申出ください。・紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・当カードローンは、当金庫および信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫等提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用できます。・審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在のご融資利率につきましては、当金庫本支店までお問い合わせください。

中日信用金庫